

令和 4 年 5 月 23 日

真境名事務所通信（令和 4-2）

来年秋に始まるインボイス制度を解説！入門編小冊子出来ました！

沖縄市高原 6 丁目 20 番 3 号
行政書士真境名事務所
TEL 930-3633

こんにちは、皆様はインボイス制度の事をご存知でしょうか。
この制度はほぼ全業者が登録の対象となるものです。
なかでも影響が大きいのは、会社と取引をしている免税業者ということになります。逆の立場からすると免税業者と取引をしている会社も自動的に大きな影響を受けるようになります。

令和 5 年 10 月からインボイス制度はスタートしますが、それに間に合わせるには令和 5 年 3 月末までに税務署にインボイス発行事業者としての登録を済ませておく必要があります。つまりあと 1 年を切っています。

1 年以内に何らかの対応をしなければならないのですが、私の周りの多くの人はいまだに「意味がよく分からないので、取り敢えず無視」か「様子見？」あるいは「あえて無視」のどちらかのような気がします。

もし何の対応もしないまま、インボイス制度のスタートを迎えると、元請会社は払わなくても良かった消費税を払うことにもなりかねません。
免税業者も何の対応しなければ仕事が減っていく事になるでしょう。

この小冊子では、分かりにくいインボイス制度概要や消費税のしくみを出来るだけ分かりやすく解説したつもりです。
そのうえで、これから元請会社や免税業者が取るべき対応策を書きました。

500 円での販売になりますが、郵送する手間暇がありませんので、事務所まで取りに来ていただいた方にお渡しすることに致します。
どうぞお手に取って読んでみて下さいますよう、宜しくお願い致します。